

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持を 求める、2020年度政府予算に係る意見書

教育現場における課題が複雑化する今日、子どもたちの「ゆたかな学び」を実現するためには、教職員の安定的な確保が不可欠である。特に小学校においては、平成30年度より「新学習指導要領」の移行期間に入っており、外国語教育実施等による授業時間数の調整への対応等が必要となってくる。

また、学校における「働き方改革」の推進の観点からも、10年以上新たな定数改善計画が策定されていない状況を考えると、教職員定数改善は喫緊の課題と言える。

現在、約6万人いる加配定数については、政策目的や地域の実情に応じた定数措置を可能にするものとして一定評価はするものの、その人数については毎年度の予算措置によって決まることから、地方自治体にとって、安定的・計画的な教職員の採用・配置につながりにくいという課題もあり、今後、客観的条件に応じて算定される基礎定数の拡充を目指すべきと考える。

財源の確保はもとより、市町村の財政力の差によって義務教育における教育水準に格差が生じないようにすることは、憲法の要請するところでもあり、したがって「義務教育費国庫負担制度」の堅持は不可欠である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、計画的な義務教育の実現に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 計画的な教職員の配置に向けた、新たな教職員定数改善計画を策定し、推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年7月11日

長 崎 市 議 会